【大学生等コース】新型コロナウイルスの流行に伴う奨学金の取扱について ~派遣中の学生が一時帰国をした場合の奨学金の取扱~

トビタテ!留学 JAPAN 事務局では、新型コロナウイルスの感染の拡大、そして、今後の更なる情勢の悪化の可能性を踏まえ、奨学金の柔軟な取扱(3月18日及び3月24日付通知)や留学開始期限の延長(3月19日及び3月24日付通知)等、各種措置を講じてまいりましたが、昨日、文部科学省公式ホームページに掲載された「外国(特に中国、韓国、イラン、エジプト、米国、欧州各国)に留学中の日本人学生の皆さんへ(3月24日更新)」を受け、「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」においても、下記のとおり、同様の取扱とすることといたします。詳細については、本日、当事務局より、各大学等に対して、オンラインシステムにて発出いたしますので、各大学等のご担当者様におかれましては、速やかに内容をご確認いただきますとともに、派遣留学生へのご周知ついてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 一時帰国中の派遣留学生に対する奨学金の取扱について

昨日更新された文部科学省公式ホームページでは、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、 航空便の減便・運休が多く発生していること、学修プログラムがオンラインに切り替えられ継続されて いる例がみられ、①速やかな帰国が困難な場合や、②留学中に感染症危険情報レベルが「レベル 2」以上 となり、やむなく一時帰国した場合であって、帰国後もオンライン等により留学先大学等の学修を継続 していることが確認できる場合は、奨学金の支給を継続することとした、との方針が示されました。

上記①については、2020年3月分及び2020年4月分の奨学金の柔軟な取扱をする旨、既に各大学等にご連絡をしております。2020年5月以降も当面の間、同様の取扱とさせていただきますが、各大学等におかれましては、中断手続きも並行して進めていただきますよう、お願いいたします。

また、上記②については、従来、本制度においては、派遣留学生の皆さんの身の安全や健康を守る観点から、感染症危険情報レベル「レベル 2」以上の国・地域への留学については、奨学金の支給対象外としているところですが、昨日の文部科学省が示した方針を踏まえ、今般の新型コロナウイルスの流行に伴う派遣留学生の一時帰国中の活動についても、奨学金支給の対象といたします。今回の取扱については、大学等における学修プログラムのみならず、本制度の根幹である実践活動についても対象としますが、新型コロナウイルスの影響による一時帰国中の実践活動の取扱については、追ってご連絡します。

2. 支給要件について

- (1) 在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる留学計画であること
- (2) 当初計画から該当月が支給対象であること
- (3) 受入先機関から月次在籍証明書(様式 B-2)の「在籍確認証明」欄に、現地担当者から署名等を もらい、所属大学に提出すること
- (4) 受入先機関が当該学生の活動を認め、活動を継続していること(受入先機関からオンライン活動 に切り替わる旨のエビデンス等)が確認できる

【想定されるケース】

(例) 4月1日 \sim 4月30日まで、大学にて学修予定だったが、4月10日に休校となり、オンライン授業に切り替わった。学生の希望(または所属大学の判断)により、速やかに帰国することはできたが、日本で引き続き、派遣留学先の授業をオンラインで受講することは可能か。

→当該学生の当初計画において、4月が支給対象となっており、且つ、受け入れ先大学から活動している 旨の確認をとることができる場合、日本国内において、引き続きオンラインで受講することで、4月分の 奨学金は支給され、4月分の活動として認められます。

3. 注意事項

- ・ 当該手続きにより奨学金を支給した場合でも、当初の支給金額から増額はできません。
- ・ 変更申請により留学計画を再考される場合(特に留学を延長する場合)は、支給月数に十分ご注意く ださい。

以上